

同時発表：九州地方整備局

いのちとくらしをまもる
防災減災



令和 7 年 10 月 23 日
水管理・国土保全局治水課
大臣官房参事官（上下水道技術）

ちくごがわ こせがわ
**筑後川水系巨瀬川流域において「特定都市河川」
の指定に向けた手続きに着手**

～次世代にふるさとを引き継ぐ流域治水の本格的実践～

福岡県久留米市・うきは市を流れる筑後川水系巨瀬川流域において、特定都市河川浸水被害対策法に基づく「特定都市河川」の指定に向けた手続きに着手しました。

- 国土交通省では、令和 3 年 11 月に全面施行された流域治水関連法の中核をなす特定都市河川浸水被害対策法に基づき、順次、特定都市河川の指定を全国の河川に拡大し、法的枠組みや新たな予算制度・税制を最大限活用した「流域治水」の取組を加速化することとしています。
- この度、一級河川筑後川水系巨瀬川等において、「特定都市河川」の指定に向けた手続きに着手しました。
- 今後、同法第 3 条第 8 項の規定に基づき、関係機関（巨瀬川流域に係る福岡県、久留米市、うきは市の長）への意見聴取を行います。

（添付資料）

- | | |
|------|---------------------------------------|
| 別紙 1 | 「流域治水」の本格的な実践に向けた筑後川水系巨瀬川等の特定都市河川への指定 |
| 別紙 2 | 筑後川水系巨瀬川等の特定都市河川と流域の概要 |
| 参 考 | 法的枠組みを活用した「流域治水」の本格的実践 |

【問合せ先】

○河川に関すること

水管理・国土保全局 治水課

課長補佐 武田 正太郎（内線 35-582）、係長 野中 航太（内線 35-684）

代表 03-5253-8111、直通 03-5253-8455

○下水道に関すること

水管理・国土保全局 大臣官房参事官（上下水道技術）

課長補佐 外園 明成（内線 34-324）、係長 長谷川 智明（内線 34-314）

代表 03-5253-8111、直通 03-5253-8432